

別表2

(第12条第1項関係)

長期優良住宅の適合業務に係る技術的審査料金表

令和2年1月1日 改定

(単位:円)(税込み)

住宅の床面積等		長期優良住宅技術的審査手数料			住宅性能評価と同時申請の場合の手数料			型式認定を受けた場合の手数料からの減算額 * 1	製造者認定を受けた場合の手数料からの減算額 * 1	当センターに併せて確認申請を行った場合の減算額 * 2
1戸建ての住宅	200m ² 以内	46,000			6,000			5,000	10,000	2,000
	200m ² 超 500m ² 以内	59,000			6,000			5,000	10,000	3,000
	500m ² 超	見積もりとする			見積もりとする			見積もりとする	見積もりとする	見積もりとする
		基本料金	戸当単価	計算式	基本料金	戸当単価	計算式			
共同住宅等 (単位: m ²)	500m ² 以内	58,000	16,000	58,000円 + M × 16,000円	4,000	2,000	4,000円 + M × 2,000円	12,000	24,000	4,000
	500m ² 超 1,000m ² 以内	72,000	16,000	72,000円 + M × 16,000円	5,000	2,000	5,000円 + M × 2,000円	20,000	39,000	5,000
	1,000m ² 超 2,000m ² 以内	139,000	16,000	139,000円 + M × 16,000円	11,000	2,000	11,000円 + M × 2,000円	38,000	76,000	10,000
	2,000m ² 超 5,000m ² 以内	220,000	16,000	220,000円 + M × 16,000円	16,000	2,000	16,000円 + M × 2,000円	67,000	134,000	23,000
	5,000m ² 超 10,000m ² 以内	278,000	16,000	278,000円 + M × 16,000円	22,000	2,000	22,000円 + M × 2,000円	113,000	225,000	36,000
	10,000m ² 超 20,000m ³ 以内	443,000	16,000	443,000円 + M × 16,000円	33,000	2,000	33,000円 + M × 2,000円	170,000	340,000	36,000
	20,000m ² 超 50,000m ² 以内	908,000	16,000	908,000円 + M × 16,000円	66,000	2,000	66,000円 + M × 2,000円	206,000	412,000	36,000
	50,000m ² 超	見積もりとする			見積もりとする			見積もりとする	見積もりとする	見積もりとする

凡 例

M : 評価対象住戸

* 1. 上記減ずる額は、長期優良住宅技術的審査単独申請の場合に性能表示項目のうち、構造の安定に関する事項、劣化の軽減に関する事項、及び温熱環境に関する事項の認定を受けている場合に適用する。ただし、3項目のうち1項目毎に上記減算額の1/3(百の位を四捨五入する。)を減算できることとする。

* 2. 上記減ずる額は、長期優良住宅技術的審査単独申請の場合に減算できることとする。

・ 計画変更に係る技術審査料金は、1回の変更につき上記手数料表の1/2の額とする。ただし技術審査を他機関で行っている場合は、上記手数料表のとおりとする。

・ 上記手数料表は依頼者(認定申請者)から技術的審査を引き受ける場合の料金です。長期優良住宅認定を所管行政庁に申請する際、別に認定申請料がかかります。

所管行政庁に認定申請を行う場合の認定申請料は、所管行政庁のホームページでご確認下さい。